

令和元年度第1回情報公開・個人情報保護審議会議事録

開催日時	令和元年6月5日(水) 委嘱状交付 14:00~14:20、審議会 15:00~16:30
開催場所	太宰府市役所 3F 庁議室
出席委員	徳永弘志 坂本徹 三輪貴代 古賀章代 中村ミドリ
出席職員	花田敏浩 産業振興課商工・農政係長 (併農業委員会事務局係長) 末竹 梓 産業振興課主任主事 神田晋助 農業委員会事務局書記
事務局	山浦剛志 総務部理事 山口辰男 文書情報課長 山田秀信 文書情報課文書情報係長

委嘱状交付(進行:山口課長)

- ① 開会あいさつ
- ② 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員と筑紫野太宰府消防組合情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱状を各自2枚市長から交付。
- ③ 市長あいさつ
- ④ 委員、事務局(市・消防本部)自己紹介
- ⑤ 審議会「議題1」「会長、副会長の選任」・・・推薦あり。徳永委員が会長、坂本委員が副会長に決定。
- ⑥ 席移動後、徳永会長、坂本副会長あいさつ
- ⑦ 筑紫野太宰府消防組合情報公開・個人情報保護審議会の開催(14:20~55)

～太宰府市情報公開・個人情報保護審議会～(進行:徳永会長)

※先に事務局から資料確認。改選に伴い、審議会委員の所掌事務について説明。

1 議題

「議題2」「個人情報ファイル登録票の新規登録及び修正について」

資料1 「商品券発行事務(プレミアム付き商品券)」登録票新規登録について

事務局から概要説明

【委員】

個人情報ファイル登録票の内容説明をしてほしい。

【事務局】

事務局から登録票の項目毎の説明を行った。

【委員】

同じ目的外利用等記録票が2枚あるのでは?

【担当課】

特別徴収と普通徴収で別の事務事業になるので2枚になります。

【委員】

購入引換券用紙はまだできていないのですか？

様式があれば、どの部分が個人情報にあたるか確認したい。

【担当課】

国から雛形は届いているが、市の様式は、まだ確定していない。引換券は申請書が提出された後に送るようになる。

【委員】

申請者が該当するかどうかの確認に税情報を使うのですか？

申請があった時点で調べるのですか？

【担当課】

事前に確認し、あなたは非課税なので、商品券の申請に該当するのではないですかという案内を送るようになる。

【委員】

これは一般の人は買えない商品券なので、この券を使うと非課税の人だという情報が漏れると思いますが、本人の希望だからいいのでしょうか？

【担当課】

この券を使われれば該当者ということが分かると言えば分かる。対象の人が購入されるかどうかということにはなる。国の制度で以前であれば、給付されていたが、今回は購入していただいて、市内の指定店でしか使えないが、低所得者にとっては5千円のメリットがある。担当課では本当に申請されるのかは危惧している。委員さんご指摘についても懸念している部分ではあります。

【委員】

このファイル登録票自体は購入するしないに関わらず、該当者全員分を集められることになるのか？

【担当課】

そのとおりです。

【委員】

この申請書は国の雛形であり、太宰府市のものは少しアレンジされるのですか？

【担当課】

大きくは変わらないと思いますが、これを基に作成します。

【委員】

ファイル登録票には印影にチェックが入っているがどこかに印鑑を押してもらうのですか？

【担当課】

申請者の名前のところに押してもらう予定です。

【委員】

国の様式では、印影を要求していないのでは？

【担当課】

これを基に税情報を扱ってもいいという承諾を含めての申請で押印を考えてい

ます。該当者に送付する申請書にあらかじめ申請者名を印字する予定。そのため申請の意思の確認での押印を検討しています。

【委員】

該当者で商品券を購入した人としていない人のリストも作りますか？

【担当課】

郵便局の窓口で販売するので、市は特に関わらない。

【委員】

郵便局にはリストはなくて、申込書だけ持って行くのか？

【担当課】

資料添付の引換券を持って、郵便局に行っていただき、購入された分だけ購入確認欄にスタンプを押してもらう。

【委員】

購入引換券は郵便局に出すのか？

【担当課】

購入する際に2万円で2万5千円分の商品券を一括でも5回に分けても購入できる。

【委員】

購入時に本人証明がいるのですか。いなければ本人でなくてもいい？

【担当課】

引換券を持ってきた人には販売します。

【委員】

郵便局は引換券を見て販売する。個人情報漏れるのでは？

【担当課】

郵便局で確認するのは引換券の氏名と住所。制度に詳しい人は先ほど委員から非課税者についての質問があったが、第三者に対象者かどうか推測されることはあります。本人確認についても国の制度に従っていますので、市で本人確認を徹底するようというのは難しい。

【委員】

購入引換券の氏名、住所は個人情報ファイル登録票に含まれないのか？

【担当課】

申請者情報でファイル登録票には含まれます。

【委員】

該当者リスト(送付先リスト)があり、そのうち申請者リストが購入引換券と同じになる？

【担当課】

そのとおりです。

【委員】

申請者リストがあれば購入者のチェックリストにもなる。何回に分けたかは別に。

【担当課】

5回を限度に購入できるようにスタンプを押してもらいます。

【委員】

申請者リストは市のファイル登録から外したほうがいいのでは？
該当者リストに申請された人のチェックを入れれば済むのでは？

【担当課】

再度確認したら、非課税ではなかったということも有り得る。

【委員】

調べたら非課税ではなかったなら、最初から該当者リストに上がるのはおかしいのでは？

【担当課】

該当者が申請前に亡くなることも有る。

【委員】

亡くなって購入しなかったことも太宰府市の責任になるのですか？

【担当課】

申請があつて商品券を買わなかったは個人の判断になる。国の事業なので、何人に申請書を送ったかは報告が必要。いくら購入したかの報告はない。

【委員】

そうであれば、購入引換券はファイル登録しなくてもいいのではないか？

【担当課】

購入引換券は含みません。トータルでいくら商品券が売れたかは郵便局から集計が来る。

【委員】

太宰府市内全部の郵便局で購入できるのか？

【担当課】

簡易郵便局ではできないが、8カ所の郵便局で購入できます。土曜開庁日だけは市役所でも販売します。

【委員】

印影はこのままでいいか？

【担当課】

本人の意思表示が何も無いのは問題がある。

【委員】

国の雛形は記名になっている。

【担当課】

印字する予定なので、押印をもらう。

【会長】

以上の内容について、審議会では了承します。

資料2 林地台帳公表に伴う「森林台帳整備事務」登録票の修正について
事務局から概要説明

【委員】

森林簿と林地台帳は違うとのことだが、今回は森林台帳で、次回は林地台帳をするのか。

【担当課】

県が作った森林簿とは別に市で林地台帳を作っているということです。もともとは森林簿のみだったが、平成 28 年に林地台帳が加わっています。

【委員】

所有者の氏名・住所を書くようになっているが、実際に税金を払っている人か。所有者が以前から変わっていないということはないか。

【担当課】

実際、名義が変わっていないところは太宰府市以外でも全国であります。市でも把握できなくてやむを得ない。

【委員】

これをされるにあたって、名義等の確認をきちんとされるのか。

【担当課】

今の登記情報で作成されているので、変更の連絡があれば対応するが、こちらからはできない。管理できない森林が増えているので、国もこのような台帳を作って、意識付けを図っています。

【会長】

以上でご意見がなければ承認でよろしいでしょうか。⇒承認

その他

事務局から連絡

- ・今年度の開催予定は 10 月と令和 2 年 2 月。
- ・日程は案件が出た際に調整する。時間帯は午後に実施の予定。
- ・消防組合は年 2 回で 10 月に審議会が開催されればいっしょに行く。
- ・審議会の公開については、前年度までと同様に公開で行っていく。